

金検第170号  
平成13年6月14日

検査監理官  
統括検査官  
特別検査官  
専門検査官  
金融証券検査官

} 殿

金融庁検査局長 西川 和人

### 証券会社に係る検査マニュアルについて

金融検査については、平成10年に「新しい金融検査に関する基本事項について」（蔵検第140号）を定め、自己責任原則の徹底と市場規律とを基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を図ってきているところである。平成11年には「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」、平成12年には「保険会社に係る検査マニュアル」を定め、これにより、監督当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立のみならず、金融機関等の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立を図っているところである。これらの基本的考え方に則り、今般、証券会社について、検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理したマニュアル（以下「証券会社に係る検査マニュアル」という。）を別紙のとおり定めたので、これにより検査を実施されたい。

証券会社に係る検査マニュアルは、あくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各証券会社においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の取引の公正の確保及び財務の健全性の確保を図るとともに投資者の保護を図ることが期待される。

マニュアルのうち、特に法令等遵守態勢・リスク管理態勢に係る各チェック項目は、検査官が証券会社の態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を法的に義

務づけるものではなく、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたものでもない。

よって、検査官は、マニュアルの適用に当たって、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮し、財務規制を含む法令等遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、公益及び投資者保護の観点から、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるのであれば不適切とするものではない。

したがって、立入検査を行う際には証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

なお、本通達は、平成13年10月1日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。ただし、決算処理を伴う項目については、通達発出以降最初の決算期である平成14年3月期から適用する。

(注)証券会社、外国証券会社に対する検査については、「 」。 (1)法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)」、「 」。 (3)顧客資産の分別保管に関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル」、「 」。財務規制(リスク管理)」並びに「 」。 (2)電子証券取引に関するリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」により実施することとし、登録金融機関に対する検査については、「 」。 (1)法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)」並びに「 」。 (3)顧客資産の分別保管に関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル」により実施することとする。